箕輪町農業委員会の委員募集要項

1　募集人員　１４人

（1）地区及び農業者が組織する団体からの推薦　１２人

地区毎の定数

地区名	その地区の区域	定数
北部地区	沢区、大出区、八乙女区、下古田区	３人
中部地区	上古田区、中原区、松島区	３人
南部地区	富田区、中曽根区、木下区	３人
東部地区	三日町区、福与区、長岡区、南小河内区、北小河内区	３人

（2）町内全域からの推薦及び募集　２人

2　任期

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

3　身分

箕輪町の特別職の非常勤職員

4　職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

5　委員報酬

月額３２，２００円（ただし、会長及び会長職務代理委員は別に規定あり）

6　推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者

（1）町内に住所を有する者。ただし、町内に住所を有しないものの地区の農業事情に詳しい場合はこの限りでない。

（2）他の法律で兼職が禁じられていない者

（3）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

（4）禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

7　推薦人の範囲

地域営農組合の組合長、住所もしくは耕作地を有する区の区長及び地区内に住所を有する農業者２人以上、農業者が組織する団体の代表者、町内に住所を有する者３人以上

8　推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要事項を記入のうえ、（３）の添付書類を添えて、郵送又は持参により箕輪町農業委員会事務局まで提出する。なお、提出のあった書類は一切返却しない。

（１）推薦及び応募様式

・地区から推薦する場合　（様式第１号）

・農業者が組織する団体から推薦する場合　（様式第２号）

・個人から推薦する場合　（様式第３号）

・本人が応募する場合　（様式第４号）

（２）推薦及び応募様式の入手方法

・箕輪町農業委員会事務局窓口で受け取る

・箕輪町公式ホームページからダウンロードする

（３）添付書類

推薦を受ける者又は応募者の本籍地が記載された住民票の写し（発行後３か月以内のもの）

９　推薦及び応募の受付期間

令和８年１１月１１日（水）から１２月１０日（木）まで

ただし、郵送により届出をする場合は、募集期限日までの消印を有効とする。

10　推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒３９９－４６９５

箕輪町大字中箕輪１０２９８番地　箕輪町農業委員会事務局（９番窓口）

電話０２６５－７９－３１７０

11　選考方法

提出された書類をもとに選考します。（書面による選考のほか、候補者として推薦を受けた者、応募者及び推薦人から意見を聴く場合があります。）

12　受付期間の中間及び期間終了後に箕輪町公式ホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

（１）推薦人が個人、地域営農組合長、区長の場合は、氏名、職業、生年月日及び性別

（２）推薦人が団体の場合は、名称、目的、代表者名、構成員数及び構成員の資格等

（３）推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、生年月日、性別、経歴及び農業経営の状況

（４）推薦を受ける者又は応募者が認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別

（５）推薦又は応募の理由

（６）推薦人が推薦を受ける者を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

（７）推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数

（８）応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1　募集人員　８人

※次の担当区域ごとに募集。各地区の人数は地区別上限であり、委嘱人数は町全体で８人とする。

地区名	その地区の区域	定数
北部地区	沢区、大出区、八乙女区、下古田区	２人以内
中部地区	上古田区、中原区、松島区	２人以内
南部地区	富田区、中曽根区、木下区	３人以内
東部地区	三日町区、福与区、長岡区、南小河内区、北小河内区	２人以内

2　任期

農業委員会が委嘱した日（令和９年４月上旬の予定）から令和１２年３月３１日まで

3　身分

箕輪町の特別職の非常勤職員

4　職務内容

農業の担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

5　委員報酬

月額３２，２００円

6　推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者

（１）町内に住所を有する者。ただし、町内に住所を有しないものの地区の農業事情に詳しい場合はこの限りでない。

（２）他の法律で兼職が禁じられていない者

（３）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

（４）禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

7　推薦人の範囲

地域営農組合の組合長、住所もしくは耕作地を有する区の区長及び地区内に住所を有する農業者２人以上

8　推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要事項を記入のうえ、（３）の添付書類を添えて、郵送又は持参により箕輪町農業委員会事務局まで提出する。なお、提出のあった書類は一切返却しない。

（１）推薦及び応募様式

・地区から推薦する場合　　（様式第１号）

・本人が応募する場合　　（様式第２号）

（２）推薦及び応募様式の入手方法

・箕輪町農業委員会事務局窓口で受け取る

・箕輪町公式ホームページからダウンロードする

（３）添付書類

推薦を受ける者又は応募者の本籍地が記載された住民票の写し（発行後３か月以内のもの）

９　推薦及び応募の受付期間

令和８年１１月１１日（水）から１２月１０日（木）まで

ただし、郵送により届出をする場合は、募集期限日までの消印を有効とする。

10　推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒３９９－４６９５

箕輪町大字中箕輪１０２９８番地　箕輪町農業委員会事務局（箕輪町役場９番窓口）

電話０２６５－７９－３１７０

11　選考方法

提出された書類をもとに選考します。（書面による選考のほか、候補者として推薦を受けた者、応募者及び推薦人から意見を聴く場合があります。）

12　受付期間の中間及び期間終了後に箕輪町公式ホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

（１）推薦人が地域営農組合長又は区長の場合は、氏名、職業、生年月日及び性別

（２）推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、生年月日、性別、経歴及び農業経営の状況

（３）推薦又は応募の理由

（４）推薦人が推薦を受ける者を農業委員会の委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が農業委員会の委員に応募しているか否かの別